

## 1-13 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて

昭和51年10月22日 51消導第119号  
平成27年12月1日 27消導第166号  
令和4年12月9日 4消規第173号

### 第1 電気設備が設置されている部分に関する事項

1 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第13条第1項の規定により、発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分で、床面積が200平方メートル以上の防火対象物又はその部分には、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備（以下「特殊消火設備」という。）を設置しなければならないこととされているが、この場合の「その他これらに類する電気設備」には、リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー、油入しゃ断器、計器用変成器等（以下「リアクトル等」という。）及び急速充電設備（火災予防条例（昭和37年名古屋市条例第16号。以下「条例」という。）第14条の2に定めるものをいう。）が該当するものであること。

ただし、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。

- (1) 配電盤又は分電盤
- (2) リアクトル等のうち、冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等の可燃性ガスを発生するおそれのないもの
- (3) リアクトル等のうち容量が20キロボルトアンペア未満（同一の場所に2以上設置されている場合は、それぞれの設備の容量の合計をいう。）のもの
- (4) 急速充電設備の充電ポスト

2 発電機、変圧器、その他これらに類する電気設備（以下「電気設備」という。）が設置されている部分の床面積とは、当該電気設備が据え付けられた部分の周囲に水平距離5メートルの線で囲まれた部分の面積（同一の室内に2以上の電気設備（水平距離5メートルで囲まれた部分が相互に接する場合に限る。）が設置されている場合は、その合計面積をいう。）をいうものであること。

ただし、壁、天井（天井のない場合にあつては、屋根）及び床が下地を含めて不燃材料（建築基準法（昭和25年法律第201号。以下同じ。）第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で造られ、その開口部に防火戸（建築基準法第2条9号の2に規定する防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖することができるものに限る。）を設けた区画に電気設備が設置される場合は、当該区画された部分の床面

積とすることができる。

2の2 条例第48条第1項の規定により、全出力1,000キロワット以上の発電設備又は全出力1,000キロワット以上の変電設備が設置されている防火対象物又はその部分には特殊消火設備を設置しなければならないとされているが、発電設備又は変電設備が設置されている部分は当該電気設備が据え付けられた部分とし、水平距離3メートル未満に設置されている場合はその出力を合算する。

3 電気設備のうち、次のいずれかに該当するもの（ケーブルが多条布設されるものにあつては、延焼防止上有効な措置を施したものに限る。）が設置されている部分（警備員等が常駐するものに限る。）に設置する特殊消火設備は、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条又は条例第56条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができる。

- (1) 密封方式の電気設備（封じ切り方式又は窒素封入方式の電気設備であつて内部に開閉接点を有しない構造のものに限る。）で絶縁劣化、アーク等による発火危険のおそれが少なく、かつ、当該電気設備の容量が15,000キロボルトアンペア未満のもの
- (2) 密封方式のOFケーブル油槽
- (3) 1,000キロボルトアンペア未満の容量のもの
- (4) 昭和48年消防庁告示第1号（自家発電設備の基準）、昭和48年消防庁告示第2号（蓄電池設備の基準）又は昭和50年消防庁告示第7号（キュービクル式非常電源専用受電設備の基準）に適合する構造のキュービクルに収納されている電気設備
- (5) 発電機、変圧器のうち冷却又は絶縁のための油類を使用せず、かつ、水素ガス等可燃性ガスを発生するおそれのないもの

## 第2 鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分に関する事項

1 令第13条第1項の規定により、鍛造場、ボイラー室、乾燥室、その他多量の火気を使用する部分（以下「鍛造場等」という。）で床面積200平方メートル以上の防火対象物又はその部分に特殊消火設備を設置することとされているが、この場合の特殊消火設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分の取扱いは、次に定めるところによること。

- (1) 「その他多量の火気を使用する部分」とは、金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等が設置されている部分が該当するものであること。
- (2) 鍛造場等のうち、最大消費熱量の合計が350キロワット以上のものが特殊消火設備を設置しなければならないものに該当するものであること。この場合の熱量は、2に定める範囲内のものを合計したものであること。

- 2 鍛造場等の床面積の算定は、第1、2の例により行うものであること。この場合、「電気設備」を「鍛造場等に設置される火気を使用する設備」と読み替えるものであること。
- 3 鍛造場等のうち燃料にプロパンガス、都市ガス等の可燃性ガス又は灯油、重油等の液体燃料を使用するものにあつては、当該設備の燃料の供給を消火剤放射前に停止できる構造とすること。この場合、消火設備が自動式のものにあつては、停止装置を自動式とすること。
- 4 鍛造場又は金属溶解設備の設置されている部分に設置する特殊消火設備は、規則第19条第6項第5号の規定にかかわらず、令第32条の規定を適用し、移動式の特殊消火設備とすることができるものであること。

### 第3 その他

この基準は、昭和51年12月1日より運用するものとする。

なお、昭和51年2月「消防法等の一部改正に伴う質疑応答集」中令通則問11及び12により設置済又は設置指導中の既存の防火対象物については、なお、従前の例によることができるものであること。

1-13 電気設備が設置されている部分等における消火設備の取扱いについて【図 解】

1 電気設備が設置されている部分

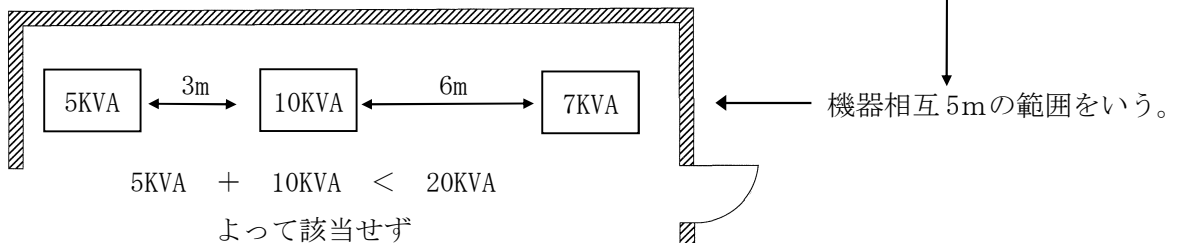
(1) 電気設備

- ・発電機
- ・変圧器
- ・その他これらに類する電気設備

リアクトル、電圧調整器、油入コンデンサー  
油入しゃ断器、計器用変成器等  
急速充電設備  
⇒「リアクトル等」という。

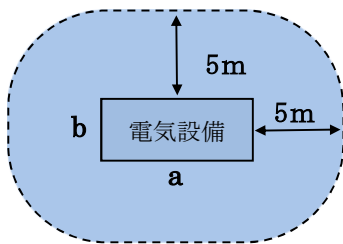
ただし、次のものは該当しない。

- 配電盤又は分電盤
- リアクトル等で油類を使用せず可燃性ガスの発生のおそれのないもの
- リアクトル等の容量が、20KVA 未満（同一場所合計）

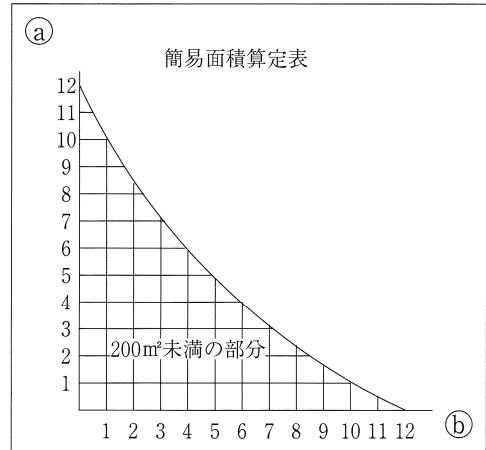
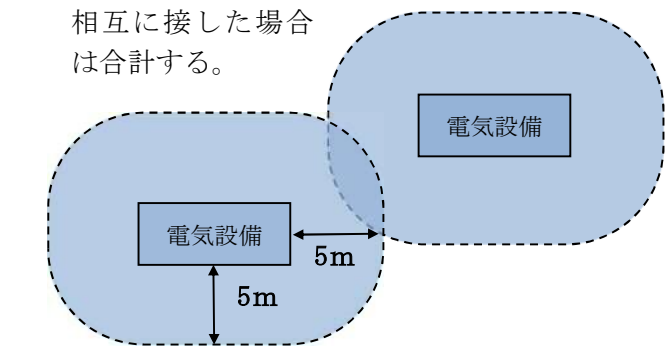


(2) 電気設備が設置されている部分の床面積


ア 据え付け部分の周囲水平距離 5mの範囲による。

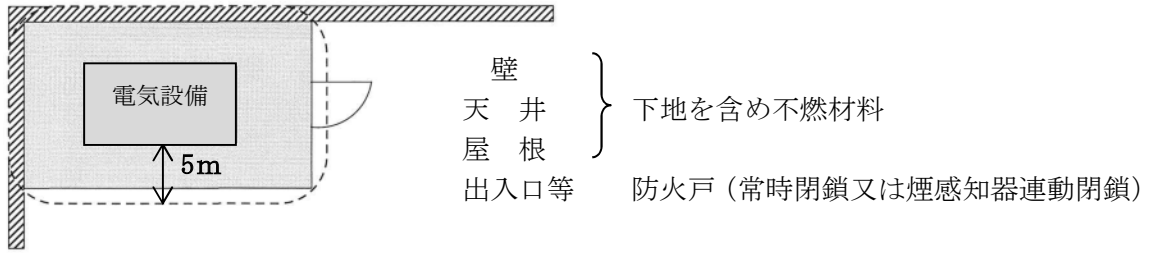


面積算定  $ab + 10(a+b) + 25\pi$



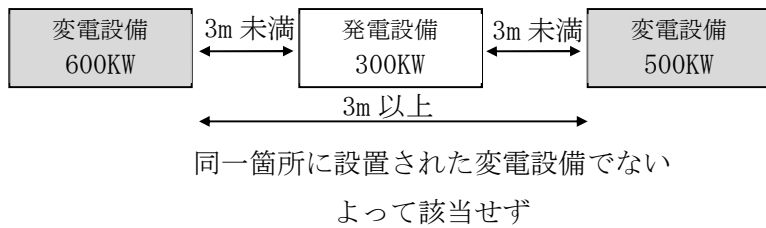
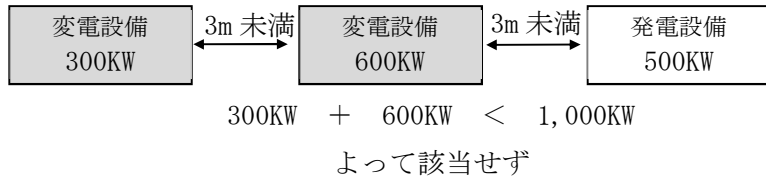
≥200㎡以上……該当

イ 下地を含め不燃材料で区画されている場合  部分の面積による。



(3) 発電設備、変電設備の出力の算定 (条例第 48 条)

同一箇所 (水平距離 3m 未満に設置されている場合。以下同じ。) に設置された発電設備、同一箇所に設置された変電設備はそれぞれ出力を合計するが、発電設備と変電設備の出力は合計しない。



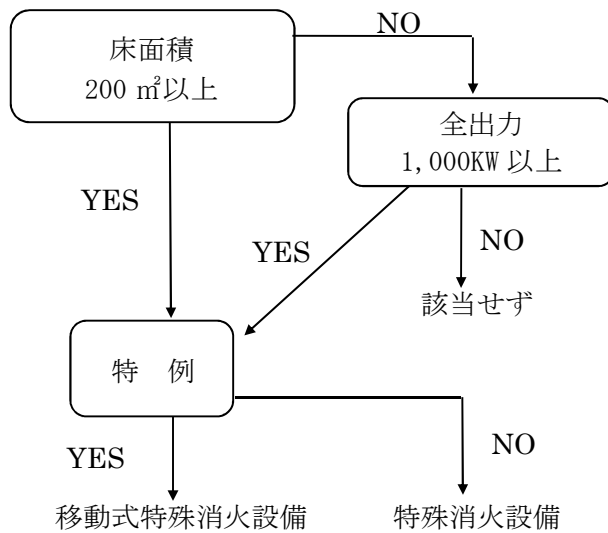
◇特 例◇ (令第32条、条例第56条を適用)

移動式の特殊消火設備とすることができる場合(警備員等が常駐するものに限る。)

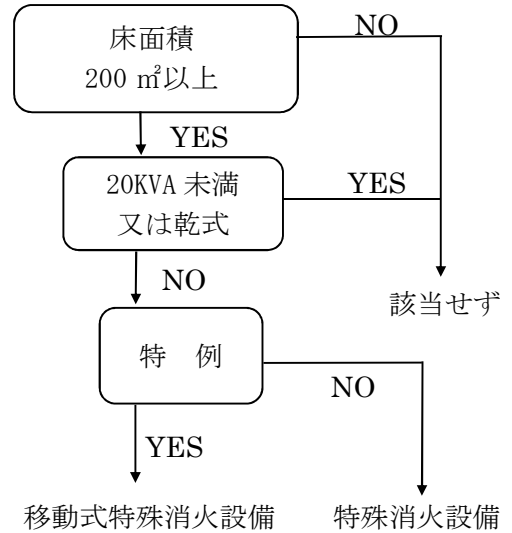
- ① 密封方式の電気設備で15,000KVA未満のもの
- ② 密封方式のOFケーブル油槽
- ③ 1,000KVA未満の容量のもの
- ④ キュービクル式自家発電設備(昭和48年消防庁告示第1号)
- ⑤ キュービクル式蓄電池設備(昭和48年消防庁告示第2号)
- ⑥ キュービクル式非常電源専用受電設備(昭和50年消防庁告示第7号)
- ⑦ 発電機、変圧器で冷却絶縁のための油類を使用せず可燃性ガスの発生のおそれのないもの

※ ケーブルが多条布設されるものにあつては、延焼防止上有効な措置を施したのものに限る。

発電機、変圧器の消火設備の  
フローチャート



リアクトル等の消火設備の  
フローチャート



2 鍛造場等多量の火気を使用する部分

(1) 鍛造場等

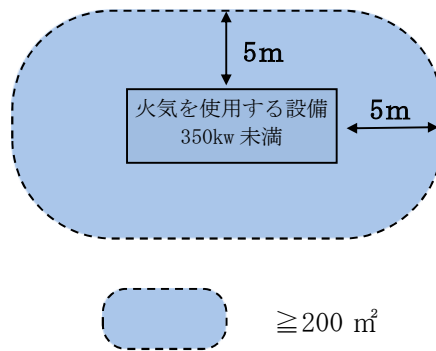
- ・ 鍛造場
- ・ ボイラー室
- ・ 乾燥室
- ・ その他多量の火気を使用する部分  
 ↓  
 金属溶解設備、給湯設備、温風暖房設備、厨房設備等

(2) 鍛造場等が設置されている部分の床面積

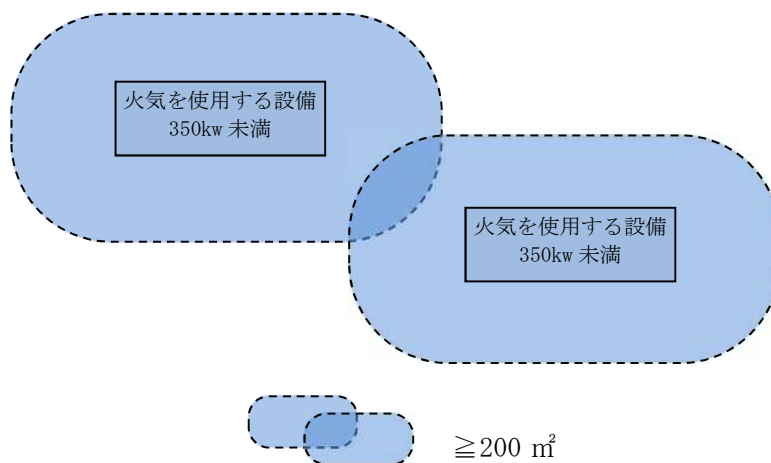
1 (2) 「電気設備が設置されている部分の床面積」の算定基準による。

(3) 最大消費熱量の合計

同一部分（水平距離 5m で囲まれた部分が相互に接する場合）に設置された火気を使用する設備の最大消費熱量を合計する。



床面積 200 m<sup>2</sup>以上であるが最大消費熱量が 350KW未満であるため、  
特殊消火設備の設置義務無し

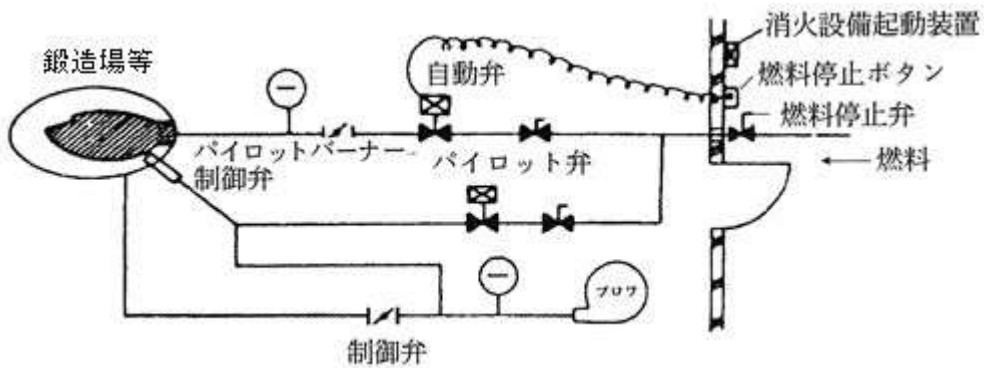


床面積 200 m<sup>2</sup>以上かつ最大消費熱量が 350KW以上であるため、  
特殊消火設備の設置義務有り

## (4) 燃料の停止方法

可燃性ガス、液体燃料を使用するものは消火剤放射前に停止する構造とする。

消火設備が自動式のもの→自動燃料停止装置



## ◇特 例◇ (令第 32 条を適用)

・移動式の特殊消火設備とすることができる場合

- ① 鍛造場
- ② 金属溶解設備